

至大四年四月に通政院が廢せられ、天下の站赤が兵部の所管に歸することになつた次第は前に述べたことであるが、その七月に中書兵部から驛站の提調の最も切要なる旨を都省に呈述した時に

都省照得。至大元年正月十九日已經奏准聖旨。令三路府州縣達魯花赤長官提調站赤。仰兵部。行移合屬欽依提調。人馬・船車・鋪陳・什物・館舍。須令下ニ一如之法。或不測差官點視上。但有不完。決罪標附。

驗輕重黜降。(經世大典
站赤五)

と見える。こゝにいふ至大元年正月十九日に准けた聖旨、即ち路府州縣の達魯花赤長官をして站赤を提調せしめるといふ聖旨は經世大典には載せてゐないが、併しこの聖旨のあつたことは元典章三十六站赤目に屬する「拯治站赤」といふ子目に至大元年正月初九日に奏して准された事理として記してある中の一件及び、「長官提調站赤」といふ子目の下に、「至大元年正月初九日中書省奏過事内一件節該」として記されてゐる所を見ても明らかである。たゞ前者には十九日と記され、後者には九日と見えて居る相違はあるが、これは何れか一方の誤に外ならぬと思はれる。それで至大四年通政院に代つて兵部が驛站を管轄するに至つてからも、隨處の站赤の提調は兵部の下に從來通り路府州縣の達魯花赤長官がこれに任じたものであつた。こゝには特に站戸の管領については記されてゐないが、然もかく州縣が站赤を提調する以上、站戸の管領もこれに歸したことは疑を容るべきでない。

皇慶元年正月に江西行省が准けた中書省の咨が元典章の前記「長官提調站赤」といふ子目の下に見えるが、それには依然として州縣も站赤の提調に從ふべきことが定められてある。その後八年の間はこれに關する記事を見ないが、英宗の位に即いた年、即ち延祐七年の十一月に至つて、通政院官李欒鵠の奏上に對する聖旨の大略が經世大典